

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 0 号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

（妊婦給付認定の申請）

第2条の2 法第10条の9第1項の規定により妊婦給付認定を受けようとする者は、妊婦給付認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（妊婦給付認定の通知等）

第2条の3 市長は、法第10条の9第2項の規定に基づく妊婦給付認定を行ったときは、妊婦給付認定決定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（第1号様式の2）により妊婦給付認定者に通知するものとする。

2 市長は、妊婦のための支援給付を受ける資格がないと認めたときは、妊婦給付認定申請却下通知書（第1号様式の3）により妊婦給付認定の申請をした者に通知するものとする。

（妊婦給付認定の取消しの通知）

第2条の4 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定の取消しを行ったときは、妊婦給付認定取消通知書（第1号様式の4）により当該取消しに係る妊婦給付認定者に通知するものとする。

（胎児の数等の届出等）

第2条の5 法第10条の13第1項の規定による届出は、胎児の数等の届出書（第1号様式の5）によるものとする。

2 市長は、前項による届出があった日以後に、妊婦支援給付金の額の決定を行ったときは、妊婦支援給付金支払通知書（第1号様式の6）により妊婦給付認定者に通知するものとする。ただし、当該認定と妊婦給付認定とを併せ

て行ったときは、この限りでない。

第 4 条中「第 1 号様式」を「第 1 号様式の 7」に改める。

様式目次中

「

様式番号	名 称	関係条文
1	教育・保育給付認定（変更）申請書	第 4 条、第 7 条第 1 項

」

を

「

様式番号	名 称	関係条文
1	妊婦給付認定申請書	第 2 条の 2
1 の 2	妊婦給付認定決定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書	第 2 条の 3 第 1 項
1 の 3	妊婦給付認定申請却下通知書	第 2 条の 3 第 2 項
1 の 4	妊婦給付認定取消通知書	第 2 条の 4
1 の 5	胎児の数等の届出書	第 2 条の 5 第 1 項
1 の 6	妊婦支援給付金支払通知書	第 2 条の 5 第 2 項
1 の 7	教育・保育給付認定（変更）申請書	第 4 条、第 7 条第 1 項

」

に改める。

第 1 号様式を第 1 号様式の 7 とし、同様式の前に次の 6 様式を加える。

第 1 号様式

妊婦給付認定申請書

(宛先) 川崎市長

妊婦のための支援給付を受ける資格を有するため、次のとおり妊婦給付認定の申請をします。

1 申請者（妊婦）の情報について

申 請 日	年 月 日		
フリガナ			
氏 名			
生年月日（年齢）	年 月 日 （ 歳 ）		
居 住 地			
個 人 番 号			
日 中 連 絡 が とれる電話番号			
職 業			
妊 娠 届 出 日	年 月 日	妊 娠 月 数	か月
妊娠届出日時点の 住 所 地			
母 子 健 康 手 帳 番 号			
妊娠に関する診察 をした医師又は 助 産 師 氏 名			

※ 妊娠月数は、既に出産、死産又は流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

2 妊婦支援給付金の支給について
以下のいずれかにチェックをしてください。

妊婦支援給付金 1 回目の支給（5 万円）を

☐ 希望します。

☐ 他の市町村で、妊婦支援給付金 1 回目の支給（5 万円）を受けていません。
※ 希望する方は必ずチェックをお願いします。妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他の市町村で受けています。（支給市町村名： ）

☐ 希望しません。

3 振込先口座について

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号（右詰で記入）							口座名義（カタカナ）		
1 普通 ・ 2 当座										

※ 事情により申請者（妊婦）名義の口座がない場合は、＜お問合せ先＞へ御連絡ください。

4 その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に川崎市外に転出した場合には、川崎市の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名 _____

＜お問合せ先＞

第1号様式の2

第 年 月 日 号

様

川崎市長

妊婦給付認定決定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定については、次のとおり認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

1 支払予定日 年 月 日

2 支払金額 円

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に川崎市外に転出した場合には、川崎市の妊婦給付認定は取り消されます。また、転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（お問合せ先）

第 1 号様式の 3

第 年 月 日
号

様

川崎市長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下した理由

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（お問合せ先）

第 1 号様式の 4

第 年 月 日 号

様

川崎市長

妊婦給付認定取消通知書

妊婦給付の認定については、次のとおり取り消しましたので通知します。

1 取消しの日 年 月 日

2 取消しの理由

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（お問合せ先）

第1号様式の5

胎児の数等の届出書

(宛先) 川崎市長

胎児の数等について、次のとおり届け出ます。

1 届出者の情報について

届 出 日	年 月 日		
フ リ ガ ナ			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
住 所			
日 中 連 絡 が とれる電話番号			
メールアドレス			
母 子 健 康 手 帳 番 号		胎 児 の 数	人
胎児の数の確認 を 受 け た 医 療 機 関 情 報	施 設 名		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
	診 断 し た 医 師 の 氏 名		

2 妊婦支援給付金の支給について

以下のいずれかにチェックをしてください。

妊婦支援給付金2回目の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。

☐ 他の市町村で、妊婦支援給付金2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
※ 希望する方は必ずチェックをお願いします。妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

3 振込先口座について

金融機関名				本・支店名				金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協				本・支店 本・支所 出張所										
口座種別		口座番号（右詰で記入）						口座名義（カタカナ）						
1 普通 ・ 2 当座														

※ 事情により申請者名義の口座がない場合は、＜お問合せ先＞へ御連絡ください。

＜お問合せ先＞

第 1 号様式の 6

第 年 月 日 号

様

川崎市長

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（2回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

- | | | | | |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 支払予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 支払金額 | | | 円 |

（お問合せ先）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。